

興道会だより

米沢仏教興道会 〒992-1443 米沢市大字笛野170番地 花の里内 TEL0238-38-3328 FAX0238-38-2198 発行責任者／玉木龍晃



第80回花まつり托鉢の出発法要(南部保育園にて)

私ども仏教興道会では、新潟県中越地震により被災された方々への義援金托鉢を、昨年10月30日11月3日に致しました。募金並びに救援物資をお寄せいただきました皆様に深く感謝いたし、厚く御礼申し上げます。皆様の善意は、日本赤十字社山形県支部米沢地区の窓口を通じ、新潟県中越地震災害援金に寄付させて頂きました。

お釈迦さまのお話にこんな話があります。ある森で沢山の動物が幸せに暮らしてました。ある日、近くで山火事が起り、森に山から火が移りそうになりました。動物たちが森から逃げだそうとしているとき、ある小鳥が小さいケチバシで、葉に水を汲んで、火事から森を守ろうとしました。他の動物は、冷ややかな対応をしました。しかし小鳥は微力でも消防活動を止めませんでした。小鳥が力尽きる寸前、大雨が降り森は救われました。平穏な日常が森に戻ったとき、他の動物が小鳥に聞きました。「小鳥くん、なぜ君は消火をやめなかつたんだい」。小鳥はいいました。「普段から僕は森に守られて生きている。その恩恵にいつも感謝している。だから微力だけど、森のために行動をしただけだ」と。

当たり前と思っているものは、実は当たり前ではない。私たちの社会についても同じことです。目に見える、または見えない無数の恩恵に感謝することが慈悲なのです。小鳥のように微力であっても、米沢仏教興道会は社会の要求に貢献していくことを存じます。

義援金托鉢のお礼

米沢仏教興道会会长
玉木 龍晃

事業計画

- とき／平成17年4月5日(火) ■時間／17:00～
正会員会総会
- とき／平成17年6月11日(土) ■時間／14:00～
花まつり 於：伝国の杜
- とき／平成17年10月
秋季戦没者慰靈祭 於：日朝寺
- とき／平成17年12月初旬
歳末助け合い募金活動托鉢
- とき／平成18年1月下旬
新年会

※上記の他、花まつり関係事業、検討諮問委員会、幹事会及び必要に応じて正会員会を開催。

事業報告

- とき／平成16年4月7日(水) ■時間／17:00～
正会員会総会 於：秀の家
- とき／平成16年6月5日(土) ■時間／14:00～
花まつり 於：伝国の杜
- とき／平成16年7月2日(金) ■時間／17:00～
正会員会 於：アクティ米沢
- 内容:任期満了による役員選出について
- とき／平成16年10月25日(月) ■時間／14:00～
秋季戦没者慰靈祭 於：関興庵
- とき／平成16年10月30日(土)・11月3日(水)
中越地震災害義援金募金托鉢活動
- とき／平成17年1月27日(水) ■時間／17:00～
正会員新年顔合わせ会 於：東京第一ホテル米沢
- とき／平成17年3月1日(火)
機関紙「興道会だより」第3号発刊



忙中感。

米沢仏教興道会
常務理事
藤戸 伊幸

興道会の事業のうち最初の出だしは大正9年の幼稚園であり、後に戦前から戦後にかけて託児所、保育所、養護施設へと転換されていった。本会が布教、教化、保護、更正、救済活動をしていたとき、当時としては富裕な家庭の子女を対象とした幼稚園を始めたことは本会の歴史の中では珍しいことである。本会の原初の情熱が児童教育に力を注いだとしたことが伺える。この時代では保育所を利用する家庭は、働くがままに保育所を利用する家庭は、働くがままで得ない人たちであった。

本会が平成13年4月に「プチハウス」を創設し、そこに地域子育て支援センターを併設したが、センターを利用する大半の母親が専業主婦であり保育に欠けない家庭の人たちである。保育所は、保育に欠ける家庭働く人たちの利用施設として、本会幼稚園併設の昭和初期の託児所から昭和23年の児童福祉法施行による児童福祉施設として存続してきた。

さらに、米沢市ファミリーサポートセンターは平成11年4月に米沢市が設立、運営し、平成15年4月に本会に運営の委託がなされ「ブチハウス」で事業を展開している。ファミリーサポートセンターを設けて、本会幼稚園併設の昭和初期の託児所から昭和23年の児童福祉法施行による児童福祉施設として存続してきた。

国は平成16年に、保育に欠けることを条件としない乳児・幼児の施設を創設しようと審議してきた。実体的には、保育に欠ける子どもも幼稚園に入園を希望するが、多くの家庭には保育に欠けないから幼稚園という従来の保育所でも幼稚園でもない第二の施設設立が求められるとしている。

そこで、保育に欠けるから保育所に入園する家庭への援助を行ってきた歴史をも踏まえ、子ども達が時代に翻弄されることがないよう、制度の如何を問わず真の子育ち、子育ては何かを考えていきたいと思うものです。

米沢仏教興道会の社会事業への取り組みの歴史を考えると、「子どもが育つ」「子どもを育てる」とことへの児童教育と保育の情熱をもう一度思い出し、また本会が、生きようとするとする人たち、生活する家庭への援護を行ってきた歴史をも踏まえ、子ども達が時代に翻弄されることがないよう、制度の如何を問わず真の子育ち、子育ては何かを考えたいと思うものです。

同じく利用している保育所、幼稚園で対応できない部分、またその事業内容でない部分の子育て支援を行っている。このように、現在の保育所は「保育に欠ける」ことを利用要件としている。この事業が現実のものとなっている。この両センターの利用は、プチハウスにおいても全国的にも年々増加の一途である。

今日、特に女性が働くことは普通のことである。従つて、保育に欠けることでの問題ではなく、どの家庭にも起こり得る一般的なこととなつたことに理由がある。同じく、「保育に欠ける」とことの一般化も制度を変える土壤となりつある。



新潟県中越地震災害義援金募金 托鉢

〔報告と御礼〕

平成16年10月23日、新潟中越地域を震源とする震度6強の地震により家屋の倒壊や人的被害の大災害が発生しました。この災害にともない、米沢仏教興道会では、10月30日(土)と11月3日(水)の二日間、義援金の募金活動托鉢を行いました。また同時に約一週間に渡り救援物資のご協力も頂きました。

日数が少なかったにもかかわらず、総額28万円の義援金及び多数の救援物資のご寄付をお預かりしました。各御寺院様には、「多用のなか、托鉢募金活動にご参加いただき、更に義援金並びに救援物資を多数お寄せいただきました。皆様のあたたかいご協力に厚く御礼申し上げます。

集まつた寄付金並びに救援物資は11月4日に日本赤十字社山形県支部の受付窓口を通じて「新潟県中越地震災害義援金」に寄付いたしました。詳細は左記の通りです。

義援金並びに救援物資報告

義援金総額／**281,530円**

救援物資／紙おむつ30箱・粉ミルク・缶詰りんご2箱・ホッカイロ・生理用品・お菓子・飲み物他多数

会員寺院一覧																			
浄土真宗	真言宗	曹洞宗	淨土宗	曹洞宗	淨土宗	曹洞宗	淨土宗	曹洞宗	淨土宗	曹洞宗	高麗宗	臨濟宗	觀音寺	曹洞宗	淨土宗	曹洞宗	曹洞宗	曹洞宗	曹洞宗
善勝院	千勝院	行福寺	善光寺	照陽寺	正福寺	昌傳庵	乘善寺	成就院	松原寺	西蓮寺	願圓寺	高國寺	海應院	高岩寺	極樂寺	圓通寺	圓覺寺	圓覺寺	圓覺寺
寺	院	寺	寺	寺	寺	庵	庵	院	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺
曹洞宗	曹洞宗	曹洞宗	曹洞宗	曹洞宗	曹洞宗	曹洞宗	曹洞宗	曹洞宗	曹洞宗	曹洞宗	曹洞宗	曹洞宗	曹洞宗	曹洞宗	曹洞宗	曹洞宗	曹洞宗	曹洞宗	曹洞宗
輪王寺	龍泉寺																		
寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺	寺

花の里

Hananosato

花の里では以下の6事業を運営しております。

- 特別養護老人ホーム
- ショートステイ
- デイサービス
- ホームヘルプサービス
- 居宅介護支援事業所
- 在宅介護支援センター

今回は特別養護老人ホームについて説明します。

■特別養護老人ホーム 花の里(花の里指定介護老人福祉施設)

定員／80名

対象者／要介護1～5と認定された方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な方です。申込み／「入所申込書」に、介護支援専門員等が作成した「特別養護老人ホーム入所意見書」を添えて花の里にお申し込みいただきます。また、「特別養護老人ホーム入所意見書」の記載に変更があった場合は、状況をお知らせいただくことになっております。

【料金表】※1日あたりの利用料金です。

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
サービス利用料金自己負担	796	841	885	930	974
食事に係る自己負担			780		
合計	1,576	1,621	1,665	1,710	1,754

※おむつは、保険給付の対象のため、サービス利用料金に含まれます。

詳しく述べ、花の里 生活相談員 鈴木・斎藤

TEL38-5501までお問い合わせ下さい。



星の村

Hoshinomura

■養護老人ホーム

定員／100名

対象者／原則65歳以上で、身体上または精神上や経済的状況、家庭、住宅環境事情等により家庭で生活することが困難な方、自分の身の回りのことが自分で出来る方(自立している方)が対象となります。要介護認定を受けていても当該施設での生活が可能な身体状態であれば入所可能となります。

申込み／相談や調査の結果、養護老人ホームへの措置入所が必要と思われた方は住所の置く地域の福祉事務所に申請となります。入所判定委員会において入所の要否を決定し必要と認められたら、入所措置となります。

利用料／費用については公費(措置費)でまかなわれます(措置施設のため介護保険は適用になりません)。が、保護者あるいは本人の年金など一定の収入がある場合には、費用の一部を毎月負担することになります。被措置者に係る徴収金は被措置者から提出される収入申告書により申告される前年の収入額に応じ算出される額を措置機関が徴収します。

詳しく述べ、星の村 生活相談員 森・村田 TEL38-3011

または、米沢市福祉課 高齢者福祉係 TEL22-5111

までお問い合わせ下さい。

佛教興道会で経営している老人施設は「花の里」「星の村」です。会員御寺院様より施設の形態についてや入所の方法など問合せがあります。御寺院様に問合せがあつた際の参考にしていただければと思います。